



新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児者への対応について

政府は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を解除し、我が国は新たな段階を迎えました。経済の再開と感染防止の両立という模索が続く一方、感染拡大の第2波に備え、万全の体制を期すべきです。

こうした中、私は先日、春日市でご長男を在宅介護されているご家族を訪問し、コロナ感染の恐れがある中で、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を在宅介護する現場の窮状をお聞きしました。ご長男は29歳、長年人工呼吸器を付け在宅で家族が介護をしています。ご家族は、家庭にコロナを持ち込んではいないと感染リ



スクの高い通所や在宅サービスを休止し、外出や人との接触を最小限にして、宣言解除後も、長期化が予想される中、日々緊張感を持ちながら感染防止に取り組まれています。コロナ禍は24時間在宅で介護する家族に更に重い負担を強いていました。人工呼吸器の使用や痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアが必要な児者は感染症にかかると重症化しやすく、命に関わります。介護を担うお母様は、ご自身が感染した場合、お子さんが速やかに検査を受け、入院できる体制をと強く訴えておられました。

本県の重症心身障がい児者の人数については、平成25年6月に県が在宅の重症心身障がい児者の実態調査を行なうにあたり、身体障がい者手帳1級、2級と知的障がい者が持つ療育手帳Aの両方を持つ方を対象とすると定義し、初めて調査を実施しました。その結果、県内の重症心身障がい児者は約3,000名おり、そのうち、約6割の約1,800名が在宅で生活されています。実際には身

体障がい1級ですべてのサービスが受けられるため、療育手帳を取得していない重心の方もいることから、県内にはそれ以上の方が生活をされているのが現状です。

東京都内で医療的ケア児やその家族を支援するボランティア団体が保護者287人を対象に行なった新型コロナに関するアンケートでは、「保護者の感染時の預け先の確保」について86%が不安を感じ、83%が「子どもの感染時の入院付き添いや治療の情報不足」、76%が「衛生用品等の不足」を挙げています。

厚労省は5月20日、ようやく医療的ケアを必要とする児童等への対応についての事務連絡で、保護者が感染した場合の医療的ケア児等への対応や、医療的ケア児等本人が感染した場合の留意事項等を発信しましたが、当事者ご家族とお会いし、県及び市町村は様々な課題について当事者に寄り添った対応策を検討し、広く発信する必要があることを実感したところです。

以下、知事に質問致します。

まず、主たる介護者である保護者が感染した場合に、濃厚接触者であり重症化しやすい医療的ケア児者が速やかにPCR検査を受ける体制となっているのか。医療的ケア児者の中には、自力での呼吸や食事が難しいなど身体機能に障がいがあり、検査を受けるための外出が困難な方もいます。その場合、在宅で受けることができるのか、県の方針をお聞きします。

主たる介護者である保護者が感染した場合は、自宅で介護を続けることが本来ですが、介護ができる家族がおらず自宅で介護を続けることができない場合、医療的ケア児者等の受け入れ先の確保について、本県ではどのように対応されるのか、伺います。

主たる介護者である保護者が感染した場合、一時的な隔離により医療的ケア児者をケアする人が不在となる可能性があります。そのような状況下では、医療的ケア児者にとって危機的事態が生じるリスクがあります。そこで保護者の代わりに痰の吸引等の医療的ケアを行う必要があることから、日頃関わっている訪問看護師の役割が重要となります。3密を防ぐことが難しい訪問看護師をはじめ訪問系サービスに携わる皆様のご尽力に敬意を表するものです。

例えば保護者が感染した場合、医療的ケア児者の受入先が決まり移動するまでの間、保護者が看護を行うのは感染の恐れがあり、訪問看護の支援が必要となります。また受入先の病院への移動車には、保護者は感染者であるため同乗

できず、車中での人工呼吸器の管理、痰の吸引等緊急時の対応は日頃から在宅で看護を行っている訪問看護師の同乗が望まれるところです。しかしながら、医療保険上では、訪問看護師の外出支援は全額自己負担となります。そこで、コロナに感染した場合に特例として、自宅以外で訪問看護師がサポートできるよう検討してはいかがでしょうか。さらに訪問看護師の役割として、医療機関へ入院の際、医療的ケア児者本人からの意思疎通が出来ない為、初めて関わる病院の看護師にとって訪問看護師からの申し送りは重要であり、本人と受入先の病院にとっても望ましいと思われれます。

そこで質問ですが、主たる介護者である保護者が感染した場合、自宅から受け入れ先までの間で、保護者の代わりに訪問看護師を利用できるサービスは大変重要であり、コロナに感染した場合には柔軟な対応が求められますが、知事はどのようにお考えか伺います。

次に、医療的ケア児者本人が感染した場合、本県ではどのように対応されるのか。感染したとはいえ、看護に専門性を要することから、保護者の希望を踏まえ、保護者の付き添いを認めることを積極的に検討してはいかがでしょうか。また保護者の感染を十分留意する上で個室とするなど対応すべきですが、知事の所見を伺います。

医療的ケア児者本人及び家族に対して、またそもそも計画相談支援等を利用していないご家族に対して、保護者の感染時の預け先の確保や子どもの感染時の入院付添等について、本人ご家族の不安を払拭するためにも県は速やかにガイドラインを作成し、市町村や、相談支援事業所、基幹相談支援センターなどの相談支援専門員、障がい福祉サービス事業所等と連携し積極的に情報提供、支援に取り組むべきです。県はどのように取り組むのか、伺います。

感染症対策のためのマスクや消毒液などの衛生用品への支援については、訪問看護や訪問介護事業所、福祉事務所には支援が行われましたが、在宅介護者には、医療的ケア児の家庭のみにマスクと消毒液が配布されたと聞いております。介護者の感染が疑しく看護をしなければならない際に、着用するフェイスシールドや防護服等も必須です。引き続き、訪問看護や訪問介護事業所、福祉事務所へ十分な支援を行うとともに、在宅介護者への支援について県の方針をお聞きします。

次に、コロナ禍における重症心身障がい児者等災害弱者の避難行動の対応と

周知について伺います。昨年9月議会においても災害時の対応について質問したところですが、改めて伺います。出水期を迎える中、コロナ感染拡大に伴い、災害発生時に特に災害弱者は福祉避難所での受け入れ等、避難先の確保が難しく、在宅避難を含め、避難先の安全な場所の確保等避難行動を事前に確認することが重要です。県は5月、避難所運営マニュアルを改正されましたが、コロナ禍における災害弱者の避難について県としてどのように対応しているのか。またこうしたことについて災害弱者に届ける必要があります。医療的ケア児者の多くは在宅避難が想定されますが、停電時に必須となる医療用バッテリーや発電機の支援等、災害時の避難行動などの情報についてどのように周知していくのか伺います。

最後に、これまで障がいのある人の地域生活は家族介護を前提に支えられてきました。24時間医療的ケアが必要な人たちの介護も家族に重い負担がかかっています。家族は高齢化し、家族介護の限界が見え始めています。家族が倒れた時にどうするのか、そうした課題がコロナ感染症によって表面化したのではないのでしょうか。コロナ感染症を機に、医療的ケア児者の地域生活を支援する新たな支援の仕組み作りを進めるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

【小川知事の答弁】

◆保護者が感染した場合の医療的ケア児者のPCR検査体制について

主たる介護者である保護者が感染し、医療的ケア児者が濃厚接触者と判断されれば、当然PCR検査の対象となります。

医療的ケア児者が、PCR検査を受けるための移動手段が見つからない場合などは、保健所の医師やかかりつけ医等が自宅を訪問し、PCR検査を実施します。

◆保護者が感染した場合の医療的ケア児者の受け入れ先の確保について

医療的ケア児者は、基礎疾患を有し重症化する恐れが高いことから、保護者が入院した場合はもちろん、自宅療養する場合でも、医療的ケア児者と接触できないため、自宅での介助が困難となります。

この場合、医療的ケア児者が短期入所等を利用する際は、ご家族が、かかりつけの医療機関や相談支援事業所と相談していただくこととなります。

また、患者である保護者と同じ医療機関に入院する際は、県が設置した調整本部が受け入れ先の調整をします。

医療機関にレスパイト入院をする際は、かかりつけ医療機関や県難病相談支援センターが受け入れ先の調整をします。

◆保護者が感染した場合の訪問看護師による医療的ケア児者の受け入れ先までの対応について

国においては、医療的ケア児者とその家族の活動を支援する「医療的ケア児等総合支援事業」を設けました。

本事業を活用することにより、それまで自己負担であった医療的ケア児者の訪問看護師による移動介助を受けることができるようになりました。

この事業は、市町村が実施主体となり、県も経費の一部を負担する必要があり、現在、県内では3市が事業を実施しています。

このため、県としては、今後、市町村に対し、この事業の実施を働きかけてまいります。

◆医療的ケア児者が感染した場合の入院時の対応について

医療的ケア児者が新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所が保護者からその状態を確認し、その旨を調整本部に伝え、調整本部が適切な入院医療機関に入院できるよう調整します。

その際、保護者が付き添いを希望した場合は、院内感染を防止する観点から、個室での療養について調整するとともに、医療機関において、保護者の感染リスクや感染防御策の実施について十分説明し同意を得ることとしています。

◆保護者や医療的ケア児者が感染した場合のガイドラインの作成について

医療的ケア児者については、障がいの程度や基礎疾患にそれぞれ違いがあり、感染時においても、ご家族の状況や地域における感染状況を考慮する必要があります。

このため、その時々医療的ケア児者の状況にあわせ、さきほどからお答えしてきたような手順・手続きに沿った対応をしていくこととしています。

◆感染症対策のための衛生用品の支援について

県では、これまで、国などから配布されたマスクや消毒液を、訪問看護ステーション等を通じて医療的ケア児のいるご家庭へお配りしてきました。

今回、国の第二次補正予算の成立により、今後は、国が直接、医療的ケア児

者のご家庭へ、衛生用品等をお配りすることとなりました。

県では、訪問看護ステーションや市町村、関係団体を通じ、医療的ケア児者のご家庭に、それを周知してまいります。

◆コロナ禍における災害弱者の避難行動について

高齢者や障がいがある方など、一般的な避難所ではその生活に支障をきたす要配慮者の避難については、市町村が福祉避難所を指定することとなっています。

県では、今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け、本年5月、福祉避難所の円滑かつ適正な運営を支援するために作成している「福祉避難所設置・運営マニュアル」を改正し、県内市町村に周知したところです。

主な改正点としては、避難所が三密状態とならないよう、

◎十分な避難スペースを確保するため、できる限り多くの避難所を確保すること

◎自宅での安全確保ができる場合には在宅避難や、親戚、知人宅など避難所以外の避難を検討するよう、住民に対し、予め周知しておくことなど感染防止対策に係る内容を盛り込んでいます。

県としては、市町村に対し、県が作成したマニュアルを参考に、各市町村のマニュアルを策定又は改正するよう促しています。併せて、要配慮者がお住いの地域の災害発生リスクや実際の避難行動について、家族や支援者と事前に確認する取り組みを進めるよう求めています。

◆災害時の避難行動などの情報の周知について

県では、在宅で人工呼吸器などを使用している方向けに、人工呼吸器のメンテナンス、外部バッテリーや蘇生バッグの常備などを紹介する「災害時の手引き」を作成し、配布しています。

また、医療機関から患者さんに無償で貸し出す自家発電機や予備バッテリーの整備を支援してまいりました。

この配備状況について、医療機関や訪問看護ステーションを通じて、医療的ケアの必要な方やご家族の方へお知らせしているところです。

一方、市町村に対しては、これまで福祉避難所への非常用電源の配備を促してきたところであり、今年3月末現在、発電機又は非常用電源を確保している福祉避難所の数は、233か所と、昨年度と比べ35か所増加しています。

県としては、今後、要配慮者に対し、災害時に県や市町村が実施する支援の内容や、避難する際取るべき行動などに関する情報を取りまとめ、県のホームページで紹介することとしています。併せて、市町村に対し、適切な情報伝達について、災害担当者研修会を通じて要請してまいります。

◆医療的ケア児者の地域生活を支援する新たな支援の仕組み作りについて

医療的ケア児者を含め障がいのある人の地域生活を支援するため、国の第5期障害福祉計画及び本県の第4期障がい者福祉計画において、市町村が各地域に「地域生活支援拠点」を整備することとされています。

県では、市町村に対し、全国の先行事例に関する情報を提供するとともに、拠点の運営や関係機関との連携などについて助言を行うアドバイザーを派遣し、拠点の整備に向けた検討を促しているところです。

また、県では、この拠点整備を進めるため、

- ①24時間対応するための専門人材の確保
- ②緊急時の受け入れが可能な施設の整備
- ③これらを維持するための財源の確保

について、国に対し要請を行っています。

さらに、今年度県が策定する「障がい者福祉計画」において、医療的ケア児者や介助者の新型コロナウイルス感染時の対応も視野に入れた「地域生活支援拠点」の整備を盛り込んでいきたいと考えています。

【再質問（要望）】

今回、保護者の不安であった、「保護者の感染時の受け入れ先の確保」と「子どもの感染時の入院付き添い」について、県の対応が明確になりました。

しかしながら保護者が感染した場合の訪問看護師による医療的ケア児者の受け入れ先までの対応について、現状は、医療的ケア児者を支援できる制度が県内3市のみにはしか整備されていない現状がわかりました。

訪問看護師による移動介助ができる「医療的ケア児等総合支援事業」は当事者家族とお会いし、大変にニーズが高く、緊急時に必要不可欠であることから、未実施の市町村に強く働きかけていただくようお願いします。

また、4月3日付けの厚労省の事務連絡には、コロナ禍において、在宅の医療的ケア児者向けの訪問系サービスの支給量の決定については、事態の緊急性

に鑑みて柔軟に対応いただきたい、とあります。当事者家族の徹底した取り組みにより、今日現在、県内における医療的ケア児者の「感染者はなし」と聞いていますが、緊急時の対応として、保護者が感染した場合の訪問看護師による外出支援について、コロナ感染時には特例として公費負担とするなど、柔軟に対応いただけるよう、早急に国に要望をお願いいたします。